

にも利用者のプライバシーが確保された構造とすること。「プライバシーが確保されたもの」とは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものであり、壁やふすまのような建具まで要するということではないが、カーテンは認められない。

- 6 他の利用者が通らない、宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えない。
- 7 居間はプライバシーが確保されたものであれば、個室以外の宿泊室の面積に含めてかまわない。
- 8 宿泊室、居間及び食堂の床面積について、壁芯であるか内法有効であるかは明文化されていないが、新築の場合は内法有効で考えておいたほうがよいと思われる。
- 9 要支援者を対象とする介護予防小規模多機能型居宅介護事業所があるが、設備基準は表 3-29 とかわらない。
- 10 小規模多機能型居宅介護事業所と介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が同一の事業所において一体的に運営されている場合、人員基準と設備基準に関してはどちらかの事業の基準を満たしていれば双方の基準を満たしているものとみなされる。
- 11 併設施設

認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所のみ）の「居住」施設（以下、地域密着型の4施設等）と併設する場合は、「居住」に移行してからもなじみの関係が保てるよう各施設の人員基準を満たしたうえで、人員としては一体のものとして運営してかまわない。また、平成 26 年度までは広域型の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設との併設については別棟でないと認められなかったが、2015（平成 27）年の基準改正により可能となった。

- 12 平成 27 年 3 月の改正により、一定の要件を満たせば、宿泊室を基準該当入所生活介護（ショートスティ）として使用できることになった。